今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止法のスキームを参考にする方向で検討を進めていく。

５．障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していく。

また、一元化の方向性が確認されたことを踏まえ、市町村における相談窓口の設置を念頭に、人的負担や財源についても調査を行う。今後のスケジュールとしては、平成 27 年度の前半を目途に、相談体系案の最終調整、市町村との意見交換・調整を経て、相談体制の体系を確定し、各種マニュアルを整備するとともに、平成 28 年度から新体制での相談受付を開始することとしている。

■不利益な取り扱い及び虐待に関する新たな相談体制

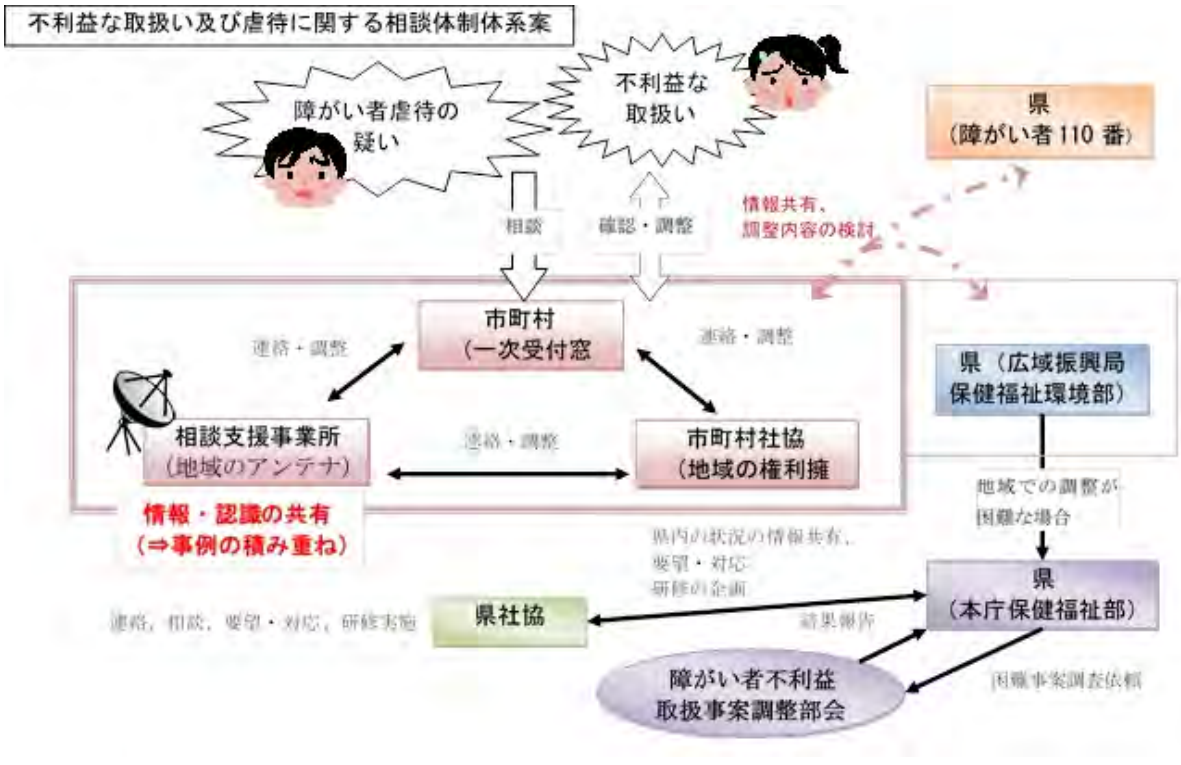

事例２：さいたま市

１．さいたま市の概況

人口：1,260,879 人（H27.1 現在推計人口）
面積：217.49 ㎢

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	さいたま市	全国
身体障害者手帳	32,802 人	525.2 万人
療育手帳	6,375 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	7,863 人	75.1 万人

２．「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」

（１）条例の概要とこれまでの取組内容

さいたま市では、平成23年３月に「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」が成立し、平成23年４月から施行された。

この条例に基づき、市内 10 区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、障害者差別に対する申立て（ノーマライゼーション条例第 10 条）があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会（以下、障害者権利擁護委員会という。）」を設置した。そのほか、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなどの取組を進めてきた。

（２）さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が 521 件であったにも関わらず、相談窓口に寄せられた相談件数は年間数件という極めて少ない数字となるなど、事業が潜在化している可能性があることから、改めて障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について検討を行うことが求められている。

■条例に基づく相談の流れ

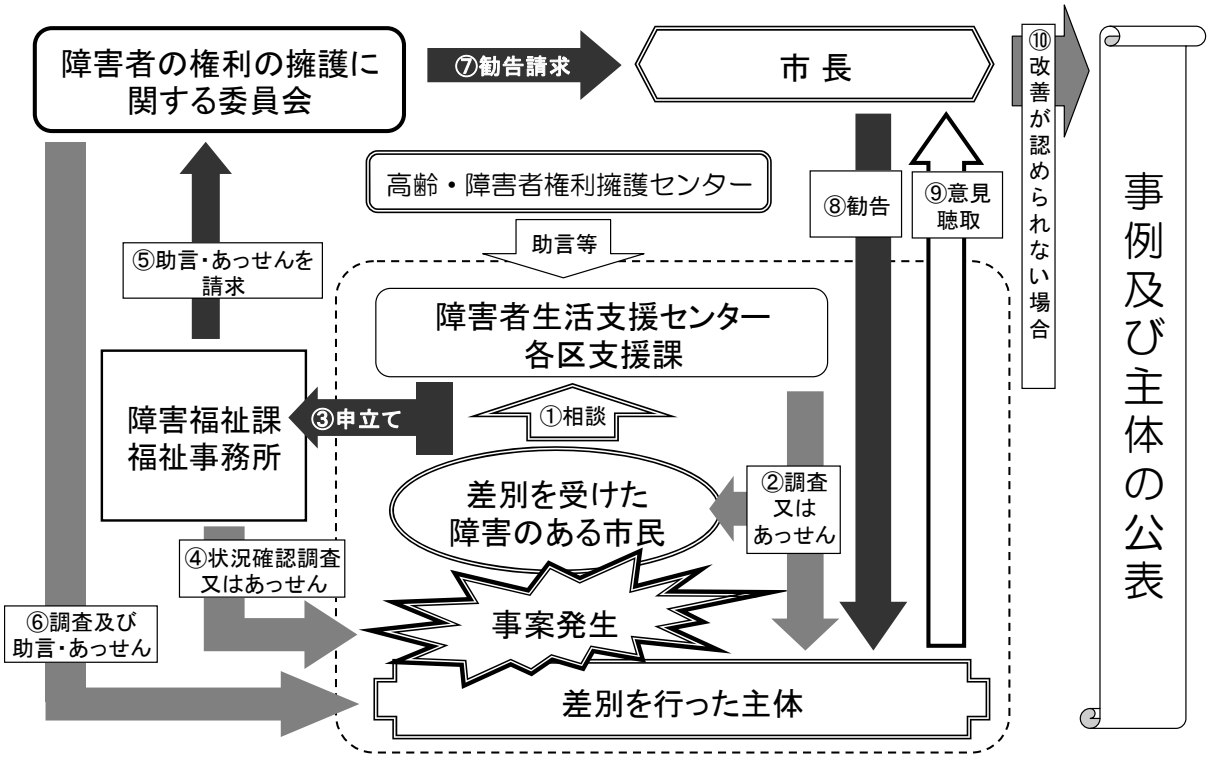

３．障害者の権利の擁護に関する委員会障害者差別解消部会

（１）設置形態

条例により設置された附属機関（障害者の権利の擁護に関する委員会）に障害者差別解消部会を設置

（２）構成メンバー（１３名）

委員区分	所属及び職名
学識経験者	埼玉大学教育学部　准教授
国の機関	埼玉労働局職業安定部　職業対策課長
	さいたま地方法務局　人権擁護課長
障害者団体	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会
	さいたま市手をつなぐ育成会
	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長
事業者団体	さいたま商工会議所　事務局長
弁護士	埼玉弁護士会
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室・病診連携室　室長
市役所	さいたま市消費生活総合センター　所長
	教育委員会事務局　指導２課長
	さいたま市北区役所　健康福祉部長

４．モデル会議の実施状況

（１）モデル会議等の開催経過

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を平成 26 年７月、９月、11 月に３回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議した。

回	日付・場所	議題・内容
第１回	平成 26 年７月 29 日（火）	１．障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ２．障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について ３．障害者差別事例の収集について
第２回	平成 26 年９月 30 日（火）	１．前回会議録の承認 ２．障害者差別相談事例等の報告について
第３回	平成 26 年 11 月 25 日（火）	１．前回会議録の承認 ２．障害を理由とする差別の解消に関する基本方針について ３．障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

（２）モデル会議における障害者差別や課題に関する意見等

①障害者差別の特徴について

◆障害に対する理解不足等が原因の障害者差別や不当な取扱い

企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や経験不足に起因する障害者差別が少なからず発生している。また、障害者雇用に関しても、企業側の経験不足や障害者との相互の理解不足がその原因として考えられる。

◆障害者差別に関する相談が相談機関に結び付いていない

相談機関に相談した場合でも、大事にはしたくないと要望する相談者や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことが少ない可能性があるなど、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられる。

◆障害者差別の認識や状況把握が困難な障害者の存在

障害の特性によっては、障害者差別を受けたことを認識しにくい場合がある。また、相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが苦手な障害者は、適切な相談ができない可能性がある。

②障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

◆障害者が相談しやすい窓口づくり

障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要がある。

◆各分野の専門家の助言

障害者差別の相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICT や建築などを含む各分野の専門家の助言が必要ではないか。

◆相談事案の蓄積

障害者差別の相談実績が少ない状況では、対応にあたり過去の類似事案との比較や対

応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要である。

③地域における相談体制の課題に関する意見

◆機関連携による対応

障害者差別は障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、当初相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないか。

◆関係機関の情報の収集と共有

相談を受けた所管外の事案を他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を共有する必要があるのではないか。

５．障害者差別解消に関する今後の取組について

障害者差別解消部会においては、市民や企業等の障害に対する理解不足や障害者に対する対応の経験不足が障害者差別の発生原因と考えられることや、障害者差別の相談が相談機関に結び付きにくい特徴があること、対応が困難な事案については、ネットワークによる対応が必要であることなどが提言された。

今後、各機関と連携し、以下の取組を具体化していくことが確認された。

（１）周知に関する取組

①相談窓口や障害者差別に当たる行為の周知

障害者差別に関する相談窓口や相談できる内容、障害者差別に当たる行為等を障害者やその他の市民、企業等に広く周知する。

②障害者への配慮の好事例の周知

障害や障害者に対する理解を深めるとともに合理的配慮の提供に関する知識や意識を高めることを目的に、特に公共交通機関や企業におけるサービス提供に関する事項を中心に、障害者への配慮の好事例を収集し市民や企業等に広く周知する。

③障害者雇用などにおける企業等の対応の成功事例の周知

企業等における積極的な障害者雇用の促進と、障害者が就業する現場での障害者差別の解消や環境改善を図ることを目的に、障害者が就業する上で必要な配慮や企業等における障害者雇用の取組に関する成功事例を収集し周知する。

（２）機関連携に関する取組

①ネットワークの構築

地域において有効に機能するネットワークを構築し、所管外や困難な事案への対応のほか、障害者差別解消に関する情報の共有や障害者差別解消に向けた地域への意識啓発、周知について各機関が一体となって行う。

■連携体制（案）イメージ図

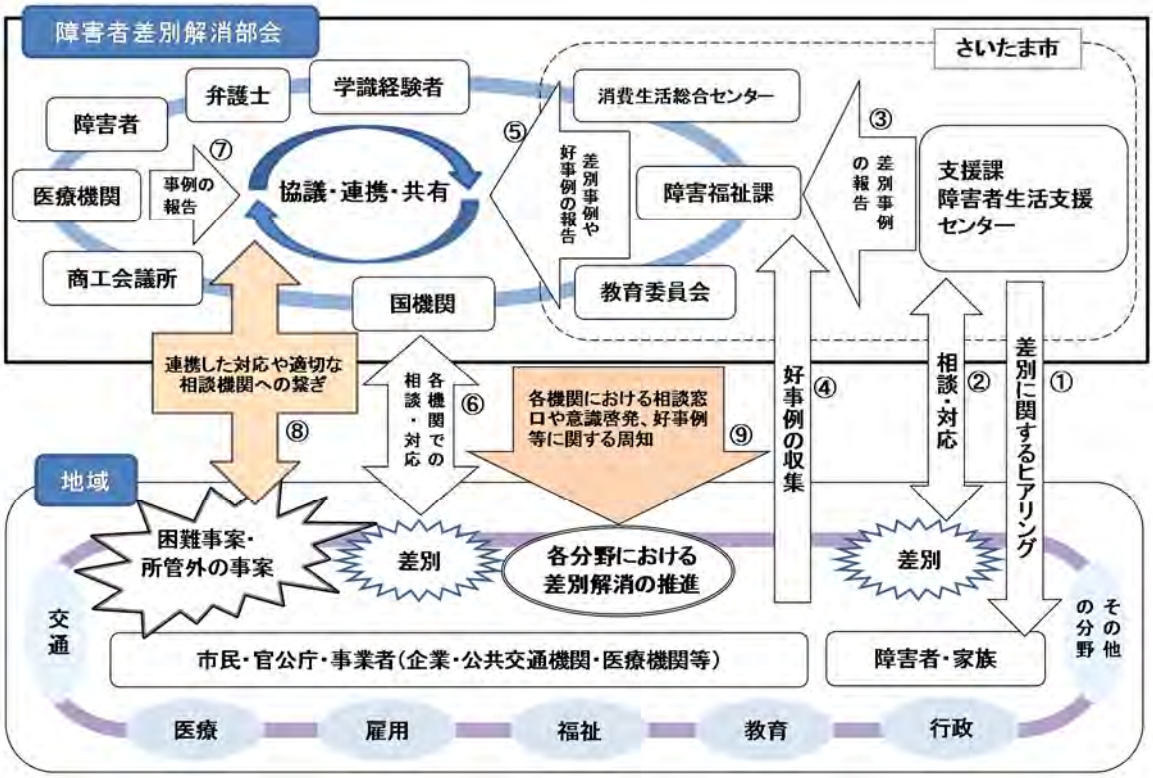

▲さいたま市合理的配慮ＰＲ
キャラクター「ノーマくん」

事例３：浦安市

１．浦安市の概況

人口：162,921 人（H27.1 現在推計人口）
面積：16.98 ㎢

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	浦安市	全国
身体障害者手帳	2,837 人	525.2 万人
療育手帳	660 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	617 人	75.1 万人

２．浦安市における現状と課題

（１）浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

（２）浦安市における障害者差別の解消の推進に関する課題

平成 24 年に障害者虐待防止対策協議会を設置し、虐待防止はもとより、障害者差別解消などについても早くから取組を進めてきたところである。さらに、平成 26 年度からは高齢者、障害者の協議会を統合し、高齢者、障害者の関係機関との連携を図ることとした。

３．高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会

（１）設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法の規定を踏まえ、高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会を設置

（２）構成メンバー（26 名）

委員区分	所属及び職名
医療関係	浦安市医師会　副会長
弁護士	千葉県弁護士会京葉支部
警察	浦安警察署　生活安全課長
有識者	毎日新聞社　論説委員
	淑徳大学　教授
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション　業務ｻｰﾋﾞｽ部ﾉｰﾏﾗｲｾﾞｰｼｮﾝ推進ﾁｰﾑ
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター長

障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター　生活介護事業所長
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット　取締役
居宅サービス	株式会社リエイ　部長
障がい者相談員（知的）	浦和手をつなぐ親の会　会長
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム　施設長
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会　副会長
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる　センター長
	浦安市機関相談支援センター　所長
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会　副会長
	浦安市社会福祉協議会　事務局長
包括支援	新浦安駅前地域包括支援センター長
行政機関	千葉県市川健康福祉センター　地域福祉課長
	浦安市健康福祉部長
	浦安市健康福祉部　次長
	浦安市こども家庭支援センター　所長
	浦安市男女共同参画センター　所長
	浦安市健康福祉部高齢者支援課長
	浦安市猫実地域包括支援センター　所長
	浦安市健康福祉部障がい事業課長

※平成 27 年 2 月～

４．モデル会議等の実施状況

（１）モデル会議等の開催経過

	期日	議題
第１回 モデル会議	平成 26 年 5 月 30 日（金）	・協議会の統合について ・通報・届け出状況について ・年間計画（案）について ・障害者差別解消法について ・（仮称）障がい者差別解消支援地域協議会について
第１回 ワーキング	平成 26 年 7 月 31 日（木） ※千葉県と合同で実施	・浦安市からの差別事例の報告 ・千葉県からモデル事業の実施に関する報告 ・市川健康福祉センターから ・内閣府から障害者差別解消法に関する説明 ・当面の方向性について
第２回 ワーキング	平成 26 年 9 月 10 日（水）	・障害者差別事例について ・大学・オリエンタルランドにおける取組について ・障害者差別に関する相談体制について ・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告 相談窓口、ヘルプカードについて ・地域フォーラム・中間報告会について
第２回 モデル会議	平成 26 年 11 月 18 日（火）	・障害者差別解消法について ・千葉県の調整体制について

		・浦安市の差別事例について ・浦安市の優しい取組について ・中間報告会について
第３回 ワーキング	平成 26 年 10 月 7 日（火）	・千葉県との連携について
第４回 ワーキング	平成 26 年 12 月 9 日（火） ※千葉県と合同で実施	・中間報告会について
第 5 回 ワーキング	平成 27 年 2 月 12 日（水） ※千葉県と合同で実施	・支援体制の整備について ・平成 27 年度の取組について
第 3 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 23 日（月）	・中間報告会について ・支援体制の整備について ・平成 27 年度の取組について

（２）モデル会議等における課題の把握

◆ワーキングにおける課題の把握

ワーキングにおいては、平成 25 年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

◆千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

◆障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキングでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組みがある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされた。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができると良いのではないかという指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

（３）「高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」における提案等

◆相談窓口と支援体制について

既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取り組みを進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとした。